小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第４０５号

福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目137番地
ルミエール98―307号
再生債務者　青山　静男
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成30年１月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第１５号

北海道川上郡弟子屈町中央２丁目９番15―２号、申立時の住所北海道川上郡弟子屈町中央１丁目４番９－３号
再生債務者　西内　博光
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成30年１月22日　釧路地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１号

山口県下関市豊浦町大字川棚1506番地12　ソレアードエムＣ　202号
再生債務者　林　　辰弘
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月13日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月26日から平成30年３月５日まで
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２９年（再ロ）第３号

広島市南区皆実町１丁目12番１―104号
再生債務者　小國　純一
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月28日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月７日から平成30年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第８号

福岡市城南区金山団地35番303号
再生債務者　船越　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年12月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再ロ）第１号

群馬県前橋市天川大島町１丁目４番地31　セントラルハイツ　201号
再生債務者　長井　真理
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月19日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第８号

昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を平成30年４月22日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。
また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。
平成30年１月30日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　田中　伸和
記
1　縦覧開始の日　平成30年２月23日
（縦覧期間２週間）
2　縦覧時間　午前９時30分から
午後５時30分まで
3　縦覧場所　立川市曙町一丁目21番１号
独立行政法人都市再生機構
東京西部都市再生事務所

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年九月八日
掲載頁　五十八頁（号外第一九四号）
平成三十年一月三十日
東京都品川区東品川二丁目三番一二号
（甲）株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ
代表取締役社長　岩瀬　賢治
東京都品川区東品川二丁目三番一二号
（乙）株式会社プライスワード
代表取締役社長　岩瀬　賢治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年一月五日
掲載頁　五十九頁（号外第二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年一月五日
掲載頁　五十九頁（号外第二号）
平成三十年一月三十日
東京都渋谷区神宮前一丁目一三番九号
（甲）株式会社ドラフト
代表取締役　山下　泰樹
東京都渋谷区神宮前一丁目一三番九号
（乙）株式会社ティーパブリック
代表取締役　山下　泰樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十二日
掲載頁　二四七頁（号外第一三三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月七日
掲載頁　四十頁（号外第一四七号）
平成三十年一月三十日
静岡県富士宮市野中町三二九番地
（甲）大宮製紙株式会社
代表取締役　崎山　光廣
静岡県富士市原田六〇〇番地の一
（乙）東海製紙工業株式会社
代表取締役　岸本　宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成三十年三月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成三十年二月二十八日を予定しております。
左記会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月十八日
掲載頁　四十六頁（号外第一五四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月十四日
掲載頁　五十八頁（号外第一五三号）
平成三十年一月三十日
東京都豊島区池袋二丁目三六番一号
（甲）株式会社アクセル
代表取締役　原田　淳史
東京都豊島区東池袋四丁目一四番二号
（乙）株式会社マーケティングエー
代表取締役　菊地　　央